

## 千葉県盲ろう者支援センター運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、NPO法人千葉盲ろう者友の会の定款に定める事業を行うために運営する、千葉県盲ろう者支援センター(以下「センター」という)に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 センターは、盲ろう者が地域で自立した生活を送り、社会参加を促進するために、総合的な支援をすることを目的として設置する。

### (名称等)

第3条 センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名称 千葉県盲ろう者支援センター

(2)所在地 千葉県千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター4階

### (業務)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1)生活訓練事業に関する事。
- (2)相談支援事業に関する事。
- (3)通訳・介助者の育成事業に関する事。
- (4)通訳・介助者の派遣事業に関する事。
- (5)社会啓発事業に関する事。
- (6)交流促進事業に関する事。
- (7)災害対策事業に関する事。
- (8)障害福祉サービス事業に関する事。
- (9)その他、盲ろう者支援に必要な事。

### (開所日及び開所時間)

第5条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

(1)開所日 月曜日から金曜日

ただし、祝日及び12月29日～1月3日までを除く。

(2)開所時間 午前9時から午後5時とする。

### (センター長)

第6条 センター長は、NPO法人千葉盲ろう者友の会の理事長が行う。

2 センター長は、センターの業務を統括する。

### (職員)

第7条 センターには、第3条に掲げる業務を行う職員を置く。

### (個人情報の保護)

第8条 センターは、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し適切に取り扱う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。